

大分県林地開発許可制度運用細則

第1 趣旨

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2に規定する林地開発許可制度は、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）及び大分県林地開発許可制度実施規則（昭和50年大分県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

第2 用語の定義

この細則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 開発行為とは、法第10条の2第1項に規定する開発行為をいう。
- 二 申請者とは、開発行為に係る許可を受けようとする者をいう。
- 三 開発行為者とは、開発行為に係る許可を受けた者をいう。
- 四 開発区域とは、開発行為に係る法第5条森林の土地の区域をいう。
- 五 開発対象区域とは、開発区域及び当該開発区域に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。
- 六 事業区域とは、当該事業に係る開発対象区域及びそれ以外の土地を合わせた区域をいう。
- 七 振興局長の委任に係るものとは、申請に係る開発行為の目的が「土石等の採掘」の場合で、かつ、開発区域の面積が10ヘクタール未満の開発行為をいう。

第3 事務の所掌

事務の所掌は、農林水産部長（以下「部長」という。）及び振興局長とする。

- 2 開発対象区域が複数の振興局の所管区域にわたる場合は、当該開発対象区域に係る森林面積が最も大きい区域を所管する振興局長とする。

第4 申請書の提出

申請者は、法第10条の2第1項の許可を受け開発行為をしようとする場合は、次の各号に定める書類を開発対象区域を主として所管する振興局長を経由し、知事に提出するものとする。

- 一 林地開発許可申請書（第1号様式）及び規則第2条に規定する図面
 - 二 規則第3条に規定する計画書（第2号様式）及び同条に規定するその他の書類
 - 三 開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書（第3号様式）
 - 四 申請者が法人の場合は、その登記簿謄本及び定款等、法人でない団体の場合は、代表者氏名及び規約等、申請者が個人の場合は住民票等
- 2 前項の規定は、林地開発変更許可申請書について準用する。
 - 3 振興局長は、申請者から申請の取下げの申し出があった場合は、速やかに受理し、部長に報告するものとする。ただし、「振興局長の委任に係るもの」を除く。

第5 申請書の受理

振興局長は、申請者から法第10条の2第1項の許可に係る申請があった場合は、第4に掲げる書類を確認し、形式上の要件に適合しているときは、これを受理するものとする。

第6 申請書の審査及び標準処理期間

部長又は振興局長は、第4の申請書を受理したときは、規則及び大分県林地開発許可審査要領（令和5年大分県告示320号）に基づき、林地開発許可申請審査表（第4号様式。以下「審査表」という。）により、申請書の審査及び現地調査を行うものとし、その取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

- 一 補正が必要な場合は、申請者に対し、文書（審査表等）により補正内容を指示するものとする。ただし、補正内容が軽微な場合は口頭により指示することができる。
- 二 申請者から前号による補正が終了し、申請書の再提出があった場合は、受理日を審査表に記録し、速やかに再審査を行うものとする。
- 三 申請書の審査にあたっては、法第5条の森林の対象区域内外の確認、林業関係各種法令等の抵触及び補助金返還の要否等について、部内協議（第5号様式）を行うとともに、関係市町村及び関係河川等の管理者（以下「関係機関」という。）と十分な情報共有及び協議等を行うものとする。

- 2 前項の審査に係る標準処理期間は、別記1に定めるとおりとする。

第7 関係機関への意見聴取

振興局長は、第6の規定による審査が完了したときは、関係機関に対し、それぞれ法第10条の2第6項及び「開発行為の許可基準等の運用について（令和4年11月15日付け4林整治第1188号林野庁長官通知）〔最終改正〕令和8年3月26日付け7林整治第1993号」の別記2の7に規定する意見の聴取（第6号様式）を行うものとし、当該関係機関あて当該申請に係る計画書及び図面等（必要に応じ抜粋した資料）を提供するものとする。

なお、関係市町村長が意見聴取に応じるに当たり、当該関係市町村長が必要と認める場合には、当該関係市町村の区域内においてその開発行為により影響を受ける者の意見を把握し、その意見を踏まえてその意見聴取に応じることができることを、当該関係市町村長に対して、（第6号様式－1）を用いて、通知するものとする。

また、申請者に対しても、申請書受付時に、関係市町村長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握することがありうる旨を説明し、その意見の把握に必要な範囲で申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者に提供することについて、同意を得るものとする。

- 2 前項の規定による関係機関からの意見書の提出があった場合は、当該意見書の内容を精査し、法第10条の2第2項各号と関連のある事項については、申請者に対し第6の規定による補正指示並びに再審査を行うものとする。
- 3 第1項の規定による意見聴取は、必要に応じ部長も行うことができる。

第8 申請書の副申

振興局長は、第6の規定による現地調査及び審査が完了したときは、申請書に林地開発許可審査調書（第7号様式）及び振興局長の意見書並びに第7の規定による関係機関からの意見書を添付して、部長に副申するものとする。ただし、「振興局長の委任に係るもの」を除く。

第9 許可の適否の決定

部長又は振興局長は、第6の規定による現地調査及び審査が完了したときは、速やかに許可の適否を決定するものとする。ただし、申請に係る開発行為が別記2に定める大分県森林審議会森林保全部会（以下「審議会」という。）の諮問基準に該当する場合は、審議会に諮問して意見を聴取したうえで、許可の適否を決定するものとする。なお、振興局長における許可の適否の決定にあつては、「振興局長の委任に係るもの」に限る。

- 2 法第10条の2第1項の規定に基づく許可を行う期間は、次の各号に定めるところによる。なお、第12の計画変更に該当しない許可期間のみの延長については、規則第14条に規定する林地開発行為期間延長届出書により行わせるものとする。

- 一 当該林地開発の開発行為の目的が該当する他法令等において、許可期間等が定められているものは、同一の許可期間とすることを標準とする。
- 二 前号に該当しないものは、5年以内を標準とする。

第10 処分の通知及び報告

部長又は振興局長は、第9の規定に基づき、許可処分を決定したときは、規則第5条に規定する指令書に別記3に定める許可条件を付して申請者あて通知するものとする。また、不許可処分を決定したときは指令書（第8号様式）により申請者あて通知するものとする。

- 2 部長又は振興局長は、前項の通知をしたときは、林地開発許可台帳（第9号様式。以下「台帳」という。）を整備するとともに、年度ごとに林地開発許可経過一覧表（第10号様式。以下「経過表」という。）を作成して、申請から完了の確認までの経過を記録し、保存するものとする。
- 3 部長は、第1項の通知をしたときは、指令書及び台帳並びに経過表の写しに必要に応じ、関係書類（補正指示により提出又は修正のあった資料）を添付して関係振興局長あて通知するものとする。
- 4 振興局長は、第1項の通知をしたときは、指令書及び台帳並びに経過表の写しに必要に応じ、関係書類（申請書から抜粋した資料）を添付して部長あて報告するものとする。
- 5 振興局長は、第9の規定に基づく許可処分を決定したとき又は第3項の通知があつたときは、関係書類（許可処分時の申請書から抜粋した資料）を添付して当該開発区域を所管する市町村長に通知するものとする。

第 1 1 開発行為施行状況調査及び指導等

部長及び振興局長は、必要に応じ規則第 1 6 条に規定する開発行為施行状況調査を行うとともに、開発行為の適正な履行を確保するため必要があると認められる場合は、開発行為者に対し、速やかに是正措置を講じるよう指導等を行うものとする。

- 2 振興局長は、開発行為者から規則第 7 条及び第 8 条並びに第 1 1 条から第 1 5 条までの規定に基づく届出書等を受理したときは、開発行為者に対し、別記 5 に定める「許可後の各種手続きについて」により届出書等の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、届出書等の内容及び添付書類等に不備がない場合は、部長に進達するものとする。

第 1 2 開発行為の計画変更

部長又は振興局長は、開発行為者から規則第 1 0 条に規定する開発行為の計画の変更に係る申請があり、次の各号に掲げる内容に該当する場合（以下「重要な変更」という。）は、変更許可の手続きを行うこととし、第 4 から第 1 0 の規定を準用するものとする。また、重要な変更に応じない場合は、開発行為者に対し、指示・承諾・協議書（第 1 1 号様式）により、変更協議等の手続きを行わせるものとする。

- 一 開発目的を変更する場合
- 二 開発計画（工区・流域等又は重要な防災施設等）を著しく変更する場合
- 三 開発区域の面積が 1 ヘクタール以上増加する場合

なお、開発区域にかかる面積の増減を合算した合計が 1 ヘクタール未満の場合であっても、新たに残置森林区域等の開発区域以外を 1 ヘクタール以上開発する場合は、これに該当するものとする。

- 2 部長又は振興局長は、規則第 1 4 条に規定する林地開発行為期間延長届出書を受理したときは、林地開発行為期間延長届出書の受理通知書（第 1 2 号様式）により開発行為者あて通知するものとする。

第 1 3 開発行為の完了の確認

部長又は振興局長は、規則第 9 条に規定する開発行為に係る完了の確認（以下「完了の確認」という。）を行う場合は、次によるものとする。なお、振興局長が行う完了の確認にあつては、「振興局長の委任に係るもの」に限る。

- 一 完了の確認の区分は、次のイ、ロ及びハとする。

イ 完了確認は、開発区域の全体が完了した場合とする（以下「完了確認」という。）。

また、施行から効果を発揮するまでに時間を要する緑化等の措置については、法面緑化の生育判定基準（土木工事共通仕様書【大分県土木建築部・大分県農林水産部】）等により、経過観察を行ったうえで完了の確認を行うことができるものとする。

- ロ 部分完了確認は、開発区域があらかじめ道路や流域等で工区等の区域区分がなされており、その工区等の区域内の全部が完了した場合とする（以下「部分完了確認」という。）。

なお、緑化等の経過観察を行う場合は、緑化等の措置を除いた部分完了確認に

より完了の確認を行うものとする。

ハ 防災施設等設置確認は、開発行為に先行し施行された防災施設等が完了した場合とする（以下「防災施設等設置確認」という。）。なお、各工区等の区域内における造成等については、防災施設等設置確認が終了しなければ次の工程に進むことはできないものとする。

二 部長は、必要に応じ完了の確認を振興局長に依頼することができる。

三 完了の確認は、別記４に定める「完了の確認について」により行うものとし、完了の確認の終了後は、完了確認及び部分完了確認にあつては、林地開発行為完了確認調書（第１３号様式）を作成するものとする。また、防災施設等設置確認にあつては、指示・承諾・協議書により行うものとする。

四 部長又は振興局長は、完了の確認の結果、修補等の必要があると認められる場合には、修補等指示書（第１４号様式）により開発行為者に通知するものとする。

ただし、修補等の内容が軽微な場合は口頭により指示することができる。

五 部長又は振興局長は、開発行為者から前号に係る修補等の完了の報告があつた場合は、第一号から第三号までの規定を準用し、速やかに完了の確認を行うものとする。

六 部長又は振興局長は、完了の確認の結果、当該開発行為が許可の内容及び許可条件に適合していると認められた場合は、開発行為者及び関係市町村長あて、当該確認の結果を林地開発行為完了（部分完了）確認結果通知書（第１５号様式）により通知するものとする。なお、当該通知については、口頭により行うことができる。また、振興局長における完了の確認の結果の通知にあつては、「振興局長の委任に係るもの」に限る。

七 部長又は振興局長は、開発行為者から当該開発行為の完了の確認に係る証明書の交付を求められた場合は、林地開発行為完了確認証明申請書（第１６号様式）により行うものとする。

第１４ 営業行為の開始時期

開発行為者は、林地の一時利用である土石等の採掘行為を除き、第１３の一号に規定するいずれかの完了の確認を受けた後でなければ、営業行為を行うことはできないものとする。

第１５ 許可制度の適用のない開発行為〔連絡調整〕

法第１０条の２第１項第１号から第３号に規定する許可を要しない開発行為を行おうとする者（以下「地方公共団体等」という。）は、林地開発行為報告書（第１７号様式）に位置図、林地開発計画書（第１８号様式）に必要な図書を添付し、開発対象区域を所管する振興局長に提出するとともに、当該開発行為に係る協議（以下「連絡調整」という。）を行うものとする。

２ 振興局長は、林地開発行為報告書を受理したときは、速やかに規則第４条に規定する審査（第５の規定を準用）を行うとともに、当該連絡調整を了したときは、林地開発行為（連絡調整）結果通知書（第１９号様式）により、地方公共団体等あて通知する

ものとする。

- 3 振興局長は、前項の通知をしたときは、当該通知書の写しに第1項の関係書類を添えて、速やかに部長あて報告するものとする。
- 4 規則第7条及び第8条の規定は、第1項の連絡調整において準用する。また、規則第10条、第12条及び第14条の規定についても、当該連絡調整において該当がある場合は、これを準用する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から適用する。

この細則は、令和8年9月1日から適用する。

林地開発許可申請の標準処理期間について

- 1 許可（変更許可）申請書類の審査等に係る標準処理期間は90日とする。

1次審査		2次審査	
審査機関	日数	審査機関	日数
振興局	45	森林保全課	45

- 2 標準処理期間には、次の各号の期間を含めないこととする。

- (1) 申請書に不備がある場合の補正期間
- (2) 申請の途中で申請者が自ら申請内容を変更するために要した期間
- (3) 申請者が他の手続き（河川協議等）を必要とする場合のその手続きに要した期間
- (4) 「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）」
第3条に定める休日及び同第5条に定める週休日
- (5) 大分県森林審議会（森林保全部会）への諮問案件の場合は、諮問から答申までの期間
- (6) 市町村等への意見照会に要する期間

- 3 10ヘクタール未満の土石等の採掘に係る開発行為の場合は、振興局において90日を
超えない期間で処理するものとする。

大分県森林審議会（森林保全部会）諮問基準

昭和 50 年 9 月 16 日大審第 2 号

最終改正 平成 3 年 10 月 18 日大審第 4 号

林地開発許可制度及び保安林の指定の解除に関して県森林審議会に諮問する事項

- 1 開発行為に係る森林の土地の面積が 10 ヘクタール以上の開発行為
- 2 その他特に必要と認められる開発行為
- 3 保安林の転用に係る解除について
 - ① 国又は地方公共団体が事業主体であるものを除く。
 - ② 解除対象面積が 1 ヘクタール以上のもの

取 扱 い 基 準

最終改正 平成12年12月13日

- 1 10haを超える開発行為について
林地開発変更許可申請の「開発行為をしようとする森林区域」（以下「森林区域」という。）が10haを超える行為となる場合は、10haを単位として森林区域の面積が10haを超える変更許可申請ごとに審議会に諮問するものとする。
- 2 10ha以下の林地開発許可に関しては、直近の審議会にまとめて報告するものとする。
- 3 採石業等で区域面積が拡大することが予想される開発行為
 - ア 林地開発行為
 - ① 新規許可申請の場合は、森林区域が10haを超える場合に審議会に諮問するものとする。
 - ② 変更許可の対象箇所の場合は、変更申請時の開発区域が10haを超える行為となる場合に10haを単位として、10haを超えるごとに審議会に諮問するものとする。
 - ③ 平成3年以前の採石等に係る開発行為は、平成3年時点での許可内容の面積を基礎とし、それ以後の増加区域が10haを超える変更許可申請時点で審議会に諮問するものとする。
 - イ 保安林解除
 - ① 解除申請に係る保安林面積が1.0haを超える場合に審議会に諮問するものとし、その後の規模拡大に伴う解除申請に係る保安林面積が1.0haを超え増加する場合に

諮問するものとする。

- ② 開発面積の増加に伴う解除申請は、当初の解除申請時の保安林面積を超えない範囲であれば、審議会に諮問することを要しないものとする。

4 その他特に必要と認められる開発行為についての運用は次のとおりとする。

ア 機能の高い森林

- ① 地域森林計画において、樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林
- ② 飲料水・かんがい用水等の水源として依存度の高い森林
- ③ 地域森林計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため、伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- ④ 地域森林計画において、更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- ⑤ 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

イ 周辺地域における住民の生活及び産業活動に著しい影響を及ぼす開発行為

許可に付する条件

次に掲げる条件に従って開発行為（法第10条の2第4項の「森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設」の設置を含む。以下同じ。）が行われない場合には、この許可を取り消すことがあります。

- (1) 開発行為は、(変更)申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 大分県林地開発許可制度実施規則（昭和50年大分県規則第25号。以下「県規則」という。）を遵守するとともに、県担当者が県規則第9条の確認及び県規則第16条の調査を行う場合は、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為を完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
- (4) 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講ずること。
- (5) 開発行為に係る地位の承継及び開発行為者の住所又は氏名の変更を行う場合は、遅滞なく知事に届け出ること。
- (6) 開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請を行うこと。
- (7) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、土のうの設置、排水処理その他の適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
- (8) 開発行為の期間を延長する必要があるときは、遅滞なく知事に届け出ること。
- (9) 森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設として、擁壁、排水施設、えん堤、洪水調整池、沈砂池等を計画書の内容のとおりに先行設置することとし、当該施設の設置が完了するまでの間は、土地造成、工作物の設置、土石等の採掘又は搬入等に着手しないこと。なお、当該施設の設置が完了したことは、県職員による当該施設が計画書の内容のとおりに設置されたことの確認により、これを認める。
- (10) 開発行為の施行中における森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の維持管理については計画書に記載の維持管理方法に即して行うこと。
- (11) 開発行為の状況に応じ、施工中埋設する工作物については視認できる期間中に確認を受けるとともに、施行状況については、許可日から6か月ごとに定期報告を行うこと。
- (12) 残置又は造成した森林については、将来にわたり保全又は形成に努めること。
- (13) 切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認したうえで行うこととし、強雨時、台風襲来時には行わないこと。また、施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- (14) 土工事及び構造物設置にあたっては、着手後の土質等の変化に応じ十分な安全性を確保すること。

- (15) 盛土及び捨土は、1層の仕上がり厚を30 cm以下とし十分な締固めを行うこと。
- (16) 当該許可から着手までに相当年数を経過した場合において、着手の前に規則別表第2に規定する「排水施設」の設計に係る確率降雨強度式の改訂等があった場合は、改訂後の降雨強度値により排水施設等の修正設計を行うこと。

(教示)

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日から3月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、知事に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、知事を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から3月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1項の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

完了の確認について

第1 完了の確認の範囲

確認の範囲は、原則として開発行為の(変更)許可申請書及び添付図書に記載された事項とし、次の確認事項一覧表から該当する事項等を選択し確認する。

第2 完了の確認の方法

あらかじめ開発行為者に対し、設計図書、工事仕様書、出来形管理資料、品質管理資料、工程写真、測量野帳等を準備し、確認者の求めに応じて、適宜書類が開示できるよう指導するものとする。

また、出来形の検測や関係書類の確認を行う場合、下記により確認を行うものとする。

- 1) 代替機能を満足し得るものであれば、局所的な数量の増減は許容できるものとする。
- 2) 確認の時点で目視できない部分は、工程写真等で確認するものとする。
- 3) 代替機能を満足できる強度、品質等であること。
- 4) 申請書等に規定された規格、工法であること。

(完了の確認) 確認事項一覧表

工 種 等	確認の要点	主な確認内容
えん堤工類	・ 施行目的を達し得る規模（寸法）であるか。 ・ 構造物の安定計算上必要な寸法であるか。	① 貯砂用のえん堤では、有効高や有効幅を随時測定し、貯砂容量が計画以上であることを確認する。（※堅固な基礎地盤が想定より浅い位置に出現したこと等により、当初計画よりも堤高を低くした場合、貯砂容量に変動がなければ許容できる。） ② コンクリートえん堤等では、安定計算等の因子となる放水路天端厚、上下流の法勾配、堤高、放水路断面等を随時測定する。
土留工類	・ 背面の盛土等を安定させるのに必要な寸法であるか。 ・ 構造物の安定計算上必要な寸法であるか。	① 安定計算の因子となる高さ、天端厚、表面法勾配、延長等を随時測定する。
洪水調整池類	・ 施行目的を達し得る規模（寸法）であるか。	① 調節容量、放流量等が計画以上であることを確認する。 ② オリフィスロの内径や放流管の勾配等を随時測定する。
水路工類	・ 地表水、暗渠等から誘導された地下水を安全に流下し得る断面（寸法）であるか。 ・ 流末処理が適切に行われ	① 水路工の寸法、設置勾配及び延長等を随時測定する。 ② 必要に応じ、流末部の先掘防止施設（ふとんかご等）の施工状況等を確認する。

	ているか。	
暗渠工類	・地下浸透水、湧水等を地表まで誘導し得る規格・数量であるか。	①通常、完了確認の時点では不可視部となるため、写真により規格・延長等を確認する。
柵工類	・土砂の流出を防止し得る寸法であるか。	①高さ、延長、杭本数を随時測定する。 ②必要に応じ、杭の打込み深さを写真等により確認する。
筋工 法面被覆工類 (含む実播工)	・法面の浸食防止等に必要な数量が確保されているか。	①筋工の高さ、延長、杭本数を随時測定する。 ②植生（緑化）の発芽及び生育状況を確認する。
法面工	・所要の法面勾配等が確保されているか。	①法面勾配、法長、面積等を随時測定する。
植栽工	・所要の植栽本数等が確保されているか。	①植栽間隔、本数、苗木規格を随時測定する。 ②樹種、活着状況を確認する。
残置森林等	・残置森林等が適切に確保されているか。	①残置森林等の位置、規模等が計画書に照らし適切であることを図面や写真等により確認する。
規格・品質等	・構造上必要な強度、品質、形状等が確保されているか。	①盛土施工前の段切り及び転圧の実施状況写真のほか、盛土材の試験データを確認する。 ②必要に応じ、土質改良等の状況写真や地盤支持力の載荷試験等のデータを確認する。 ③えん堤、土留工等の安定計算を要する構造物のうち、現場打コンクリートの構造物は、テストハンマーにより推定強度を随時測定する。 【一般的な無筋コンクリートの場合】 材令28日強度で18N/mm ² 以上 【一般的な鉄筋コンクリートの場合】 材令28日強度で24N/mm ² 以上 ④鋼材やコンクリートの二次製品を使用している場合は、試験成績表により強度や材質等を確認する。 ⑤コンクリート構造物及びモルタル、コンクリート吹付等において、有害なクラックが発生していないか、また、その処理状況を確認する。 ⑥鋼製枠やかご工の場合は、必要に応じ、中詰石が規格を満たしているかを確認する。 ⑦法面緑化の状況を確認する。（施行後一定期間が経過し緑化が図られていない場合は、必要な措置を指示）

林地開発許可後の各種手続きについて

林地開発の許可を受けた者は、大分県林地開発許可制度実施規則に基づき、下表に掲げる書類を添付して知事に提出すること。

発生事実	提出書類	県規則	様式	提出上の留意事項及び添付書類
開発行為の許可	許可済標識の設置	第6条	第2号	①許可日から完了確認日まで現地の見やすい場所に掲示
開発行為の着手	林地開発行為着手届出書	第7条	第3号	①開発行為仕様書 ②開発行為計画工程表 ③許可済標識の設置状況写真 ④その他知事が必要と認めるもの
開発行為の完了	林地開発行為完了(部分完了)届出書	第8条	第4号	①開発行為完成図(土地利用計画図を基に作成)※面積等は実績値により記入。 ②開発区域の全景及び防災施設等の完成写真(全景は着手前の写真も添付) ③開発行為施行途中における記録写真 ※フェンス等の許可要件に影響を与えない工種は除く。 ④細則第2号付属様式－1(開発行為に係る事業区域の用途別面積)※申請と実績の赤黒2段書き。 ⑤細則第2号付属様式－5のうち、申請と実績で数量等に差異があった場合、下記の様式について、実績数量の赤書き版を添付。※数量等に差異がない場合は添付不要。 1 切取盛土計画 2 法面計画 3 擁壁計画 6－② 洪水調整池計画 6－③ その他防災計画
開発行為の計画変更	林地開発変更許可申請書	第10条	第5号	①開発目的の変更 ②開発計画(重要な防災施設等)の著しい変更 ③開発区域面積の1ha以上の増加など
災害の発生	災害発生届出書	第11条	第6号	①災害発生(被災)状況写真(全景、原頭部、流下部等) ②復旧(応急)措置計画書及び措置計画図並びに工程表等 ③開発地の下流の施設(道路、建物等)が被災した場合は、当該施設の管理者(所有者)等との復旧等に係る協議簿等の写し、また、他法令が関係する場合は、その手続き状況が分かる書類

災害の復旧(応急)措置	災害復旧(応急)措置報告書	第11条	第7号	①復旧状況写真(全景、原頭部、流下部等) ②復旧(応急)措置実績図等
開発行為の中止又は廃止	林地開発行為(中止・廃止)届出書	第12条	第8号	①開発対象区域の現況写真 ②当該土地の保安及び災害防止等に関する計画書又は実績書 ③廃止後における当該土地の利用計画書
開発行為の再開	林地開発行為再開届出書	第12条	第9号	①開発行為を再開することが可能であることを証する書類
開発行為の地位の承継	林地開発行為地位承継届出書	第13条	第10号	①開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続又は法人の合併等があったことを証する書類 ②資金計画書、施行能力を示す書類
開発行為の期間の延長	林地開発行為期間延長届出書	第14条	第11号	①進捗状況を示す書類(土量集計表や横断図等の図面又は事業費内訳表等の根拠資料) ②現況写真(進捗状況が分かるもの) ③延長後の変更工程表(実績入り) ④必要に応じ、延長理由を証する書類
開発行為者の住所・氏名の変更	開発行為者(住所・氏名)変更届出書	第15条	第12号	①法人は登記事項証明書等、個人は住民票等

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

申請者氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を申請します。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

注意事項

1. 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。
2. 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合は、その手続きの状況を記載する。
3. 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

林地開発計画書

(1) 事業の概要						
(2) 用地選定理由						
(3) 開発面積			今 期 計 画		全 体 計 画	
	① 開発行為に係る森林の土地の面積					
	② 開発行為をしようとする森林の区域の面積					
	③ 開発行為に係る事業区域の面積					
(4) 資金計画			調 達 方 法			
	資金総額		自己資金	借 入		
	今期計画					
	全体計画					
(5) 防災計画						
(6) 水の確保に関する計画						
(7) 環境保全計画						
(8) 一時利用計画						

注 意 事 項

1. (1)、(2)については、当該開発計画について、簡潔に記載すること。
2. (3)の①は開発面積、②森林面積、③農地等を含んだ事業区域面積を記載のこと。
3. (4)については、当該開発計画についての総事業費及び調達方法について記載すること。
4. (5)、(6)、(7)については、開発計画の設計等に当たっての必要項目について記載のこと。
5. (8)については、一時利用後の復旧方法等について記載すること。
6. (3)から(8)の各項目とも、別途根拠資料を添付のこと。

第2号付属様式-1

(1) 開発行為に係る事業区域の用途別面積

(その1)

[illegible]

第2号付属様式-1

(その2)

[illegible]

第2号付属様式-2

(2) 開発行為をしようとする森林等の所在場所

(森林 森林以外)

(その1)

[illegible]

第2号付属様式-2

(2) 開発行為をしようとする森林等の所在場所

(森林 森林以外)

(その2)

[illegible]

第2号付属様式－3

1 期別資金計画

期別区分 科目		第1期	第 期	第 期	第 期	計	摘 要
支 出							
	計						
収 入							
	計						

(注意事項)

1. 主な添付資料は次のとおり。

- ①造成工事等の見積書 ②主要取引金融機関の残高証明書（自己資金の場合）
③融資証明書（借入金の場合） ④対象物件の評価書等（処分収入を充てる場合）

第2号付属様式－3

2 開発行為者及び工事施行者

	氏 名（法人名）	住 所（所在地）	担 当 者	連 絡 先	備 考
開発行為者					
設 計 者					
工事施行者					

3 林地開発行為施行能力に関する申告

氏 名 (名称及び代表者名)				住 所 所 在 地			
法令等 による 登 録	建 設 業 法 宅 地 建 物 取 引 業 法 そ の 他			資 本 金 主 たる 取 引 金 融 機 関			
資産等の状況							
納 税 額	税区分 年度区分	法人税 又は 所得税	事業税	市町村民税	固定資産税		
	年度 (前年度)						
	年度 (前々年度)						
職 員 数		事務職 名、技術職 名、労務職 名、 計 名					
過去5年間の 開発行為に 関する実績		事業名 (工事名)	場所	許可番号 年月日	事業費	完成年月日	

(注意事項)

1. 資産等の状況欄は、これに代わる直近2ヶ年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すれば、記入を要しない。(決算年度が分かる表紙等を併せて添付すること)
2. 主な添付資料は次のとおり。
 - ①登記事項証明書(法人登記簿謄本)又は住民票
 - ②申請者の印鑑証明書
 - ③建設業許可の写し
 - ④各税種別の納税証明書

第2号付属様式－5

1 切取盛土計画

区 分	土 質	勾 配	土 量	変 化 率	補正土量	摘 要

2 法面計画

区 分	法 高	小段幅／m毎	土 質	勾 配	法面保護の方法

3 擁壁計画

区 分	構 造			安 全 率		標準断面又は安定計算	摘 要
	L (m)	H (m)	V or A (m ³) (m ²)	転倒	滑動		

注意事項

1. 標準断面又は安定計算欄は、使用した方法を記入のこと。なお、標準断面にあっては図面を、安定計算にあっては計算書を添付する。

4 設計雨量強度

対象施設名	確 率 年	単 位 時 間	雨 量 強 度	摘 要

5 使用した流出係数

区 分	森 林	草 地	耕 地	裸 地

第2号付属様式-5

6 洪水調整池又は水路の改修計画

① 放流先水路の検討総括表

水路 又は 河川名	検討 地点 番号	集水面積 (ha)		平均流出係数		流出係数別の面積								開発前 ピーク流量【A】 (Q30)m3/S	開発後(1/30) ピーク流量【B】 (Q'30)m3/S	現況流下能力 【Qpc又はq】 m3/S	判定1 【B/A】 ≧1.01	判定2 【Qpc, Q/B】 B>Qpc, Q	水害発生の おそれの有無 ○	洪水調整池 設置の必要性 ○	比流量 【Qpc/a】 m3/S/ha	当該 最小地点 ◎	摘 要
		前	後	開発前 (a)	開発後																		
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		前	—	ha			(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		後	ha			累				(	—	)	(	—	)								
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		前	—	ha			(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)							
		後	ha			累				(	—	)	(	—	)								
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		前	—	ha			(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)							
		後	ha			累				(	—	)	(	—	)								
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		前	—	ha			(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)							
		後	ha			累				(	—	)	(	—	)								
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		前	—	ha			(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)							
		後	ha			累				(	—	)	(	—	)								
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		前	—	ha			(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)							
		後	ha			累				(	—	)	(	—	)								
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		前	—	ha			(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)							
		後	ha			累				(	—	)	(	—	)								
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		前	—	ha			(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)							
		後	ha			累				(	—	)	(	—	)								
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								
		前	—	ha			(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)							
		後	ha			累				(	—	)	(	—	)								
		(	—	ha)		(当)	(	—	)	(	—	)	(	—	)								

注1) 集水面積及び流出係数別の面積欄の () 書きについては当該区域分、横書きについては累計の全面積とする。
 注2) 面積、流量等については、小数点以下第4位を四捨五入第3位止めとする。
 注3) 便宜上、開発前と開発後での表記(様式)としているが、開発中及び開発後のピーク流量により、1%以上の流量増加地点を選定するため、必ずしも「開発後」とはならないことに留意する。

第2号付属様式－5

② 洪水調整池計画

調整池番号		1	2	3	4	5
堰堤の構造	種別					
	L (m)					
	H (m)					
	V (m ³)					
許容放流量 (m ³ /s)						
放流量 (m ³ /s)						
有効調節量 (m ³ /s)						
必要調節容量 (m ³ /s)						
堆砂量 (m ³)						
オリフィスの寸法 (m)	H×W					
	φ					
H. H. W. L (m)						
H. W. L (m)						
L. W. L (m)						
余裕高 (m)						
余水吐	越流幅 (m)					
	越流水深 (m)					
	越流流量 (m ³ /s)					
放流施設	放流能力 (m ³ /s)					
	放流管径 (m)	H×W				
		φ				
	放流管勾配 (%)					

③ その他防災計画

施設の名称	仕様・規格等	数 量	摘 要

第2号付属様式－6

1. 水の確保に関する計画

(1) 開発地域における水需給の状況

用水の種類	需給対象	水利権者	同意の状況	代替水源の必要性	摘要

(2) 代替水源計画

水源の種類	数量	給水（かんがい）能力	摘要

2. 環境保全計画

(1) 水質汚濁防止計画

排水の種類	放流先	管理者	同意の状況	処理施設	摘要

(2) 大気汚染防止計画

排出物の種類	防止施設	摘要

(3) 騒音防止計画

発生施設	防止施設	摘要

2. 開発行為の目的

使用される土地の所在場所

[illegible]

1. 権利の種類欄は、所有権、地上権、抵当権等について記載のこと。
2. 所有権者と所有権以外の権利者は別様とすること。

林地開発許可申請審査表

申請者		面	積	他法令	審議会	決裁区分
目的		開発行為に係る森林の土地の区域	ha		☐ 要	☐ 部長
開発行為の		開発行為をしようとする森林の区域の面積	ha		☐ 不要	☐ 局長
所在場所		開発行為に係る事業区域の面積	ha			
申請書受理		審査		審査者		

No. 1 本書は、このまま添付のうえ再提出してください。

番号	区 分	補 正 事 項	形式審査
1	林地 開 発 許 可 申 請 書	(1) 申請者住所・氏名	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(2) 開発行為に係る森林の所在場所	
		(3) 面積	
		(4) 目的	
		(5) 工期	
		(6) 施行体制	
		(7) 備考	
2	目次		☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
3	位置図 (方位、縮尺、事業区域)		☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
4	区 域 図	(1) 方位・縮尺	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(2) 今期・全体計画の区域・市町村境界 大字・字	
		(3) 地番界及び地番、土地所有者名	
		(4) 開発行為に係る森林の土地の区域	
		(5) 残置森林の区域	
		(6) 保安林の区域	
		(7) 森林以外の土地の区域	
5	公 図	(1) 今期及び全体計画の区域 方位・縮尺	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(2) 事業区域及び隣接地番 土地所有者	
6	現況写真 (撮影年月日、撮影位置図、事業区域)		☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
7	林地 開 発 計 画 書 様 式	第 1 号 (1) 事業の概要	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(2) 用地選定理由	
		(3) 開発面積	
		(4) 資金計画	

番号	区分	補正事項	形式審査
7	林地開発計画書 第2号様式	(5) 防災計画	□有・□要添付・□不要
		(6) 水の確保に関する計画	
		(7) 環境の保全計画	
		(8) 一時利用計画	
8	開発行為に係る事業区域の用途別面積		□有・□要添付・□不要
9	開発行為をしようとする森林等の所在場所		□有・□要添付・□不要
10	資金計画	1 期別資金計画	□有・□要添付・□不要
		2 開発行為者及び工事施行者	
		開発行為者	
		設計者	
		工事施行者	
		3 林地開発行為施行能力に関する申告	
		氏名及び住所・所在地	
		法令等による登録	
		資本金 主たる取引金融機関	
		資産等の状況	
		納税額	
		職員数	
		過去5年間の開発行為に関する実績	
		残高証明書・納税証明書等の添付	□有・□要添付・□不要
		開発行為計画工程表	□有・□要添付・□不要

番号	区 分	補 正 事 項	形式審査
11	防 災 計 画	(1)切取盛土計画	□有・□要添付・□不要
		不足土の調達及び 残土の処理計画	
		(2)法面計画	
		(3)擁壁計画	
		(4)設計雨量強度	
		(5)流出係数	
		(6) 洪水調整池又は水路の 改修計画	□有・□要添付・□不要
		① 放流先水路の 検討総括表	
		② 洪水調整池計画	
		③ その他防災計画	
12	関 水 の 確 計 保 画 に	(1)開発地域における 水需給の状況	□有・□要添付・□不要
		(2)代替水源計画	
13	環 境 保 全 計 画	(1)水質汚濁防止計画	□有・□要添付・□不要
		(2)大気汚染防止計画	
		(3)騒音防止計画	
14	権 利 事 業 区 に 域 関 の 森 林 書 の 類	(1)登記事項証明書	□有・□要添付・□不要
		(2)土地売買契約書	□有・□要添付・□不要
		(3)土地賃貸借約書等	□有・□要添付・□不要
		(4)開発行為施行同意書 (所有者)	□有・□要添付・□不要
		(5)開発行為施行同意書 (所有者以外)	□有・□要添付・□不要
		(6)印鑑証明書	□有・□要添付・□不要

番号	区 分	補 正 事 項	形式審査
15	境界 確認書		☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
16	残置森林 誓約書	(1)開発行為に係る森林の所在場所 (2)開発行為をしようとする区域・面積 (3)残置森林等の区域及び面積 (4)防災施設及び構造物の種類、数量及び位置 (5)誓約条項	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
17	配 慮 周 に 辺 地 域 関 連 書 類	(1)利害関係者の同意書 (2)隣接土地所有者の同意書	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要 ☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
18	設 計 根 拠 書 類	(1)土量計算書 (2)面積計算書又は求積図 (3)各種安定計算書 (4)水利計算書 ①排水施設計算書 ②排水放流先水路 ③洪水調整池 ④改修に係る水路	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要 ☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要 ☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要 ☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要 ☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要

番号	区 分	補 正 事 項	形式審査
19	流出土砂貯留施設設計計算表		☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
20	図 面 関 係	(1) 現況図	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(2) 流域現況図 (開発前・開発後)	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(3) 土地利用計画図No 1	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(4) 土地利用計画図No 2	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(5) 法面保護工図	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(6) 縦・横断面図	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(7) 防災施設平面図	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(8) 防災施設構造図	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(9) 集水区域図	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(10) 建築物等構造図	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(11) 丈量図	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(12) その他参考図	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要

番号	区 分	補 正 事 項	形式審査
2 1	その他参考となる資料	(1) 他法令及び公共施設に関する 許認可・協定一覧表	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(2) 他法令に関する許認可証の写し	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
		(3) 協議書又は、協定書の写し	☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
2 2	その他必要な書類		☐ 有・ ☐ 要添付・ ☐ 不要
事前相談等	年 月 日		申請書返却サイン
事前相談等	年 月 日		
補正指示	年 月 日		
再提出	年 月 日		
補正指示	年 月 日		
再提出	年 月 日		
補正指示	年 月 日		
再提出	年 月 日		
補正指示	年 月 日		
再提出	年 月 日		
補正指示	年 月 日		
再提出	年 月 日		
補正完了	年 月 日		

林地開発許可申請に伴う協議表

☐ 新規

年 月 日

☐ 変更林地開発担当
森林管理班

今回

前回

- 開発行為に係る森林の土地の面積：
 ○ 開発行為をしようとする森林の区域の面積：
 ○ 開発行為に係る事業区域の面積：

ha (ha)
 ha (ha)
 ha (ha)

目的事業名		場 所		申請者			
部	班	担 当	該当の有無	該当事項(法令等による許認可・承諾等の必要性、補助金の返還、問題点、意見、条件等)	担当者印		
農山(漁)村振興部	森林管理班	環境緑化	☐ 有 ☐ 無				
		保安林	☐ 有 ☐ 無				
		環境保護 (狩猟関係)	☐ 有 ☐ 無				
		環境保護 (保護関係)	☐ 有 ☐ 無				
		県営林	☐ 有 ☐ 無				
	林業・木材・椎茸班	森林組合	☐ 有 ☐ 無				
		森林計画	☐ 有 ☐ 無				
		普及指導	☐ 有 ☐ 無				
		造林・間伐	☐ 有 ☐ 無				
		木材	☐ 有 ☐ 無				
		構造改善	☐ 有 ☐ 無				
		特用林産	☐ 有 ☐ 無				
		しいたけ	☐ 有 ☐ 無				
		入会林野	☐ 有 ☐ 無				
		採種・採穂園	☐ 有 ☐ 無				
		農林基盤部	治山林道班	治山施設	☐ 有 ☐ 無		
				林道施設	☐ 有 ☐ 無		
		協議結果					

林地開発許可申請に伴う協議表

☐ 新規

年 月 日

☐ 変更

 林地開発担当
 林地保全班

今回

前回

- 開発行為に係る森林の土地の面積：
 ○ 開発行為をしようとする森林の区域の面積：
 ○ 開発行為に係る事業区域の面積：

 ha (ha)
 ha (ha)
 ha (ha)

目的 事業名		場 所		申請者	
課・室	班 名	該当の有無	該当事項(法令等による許認可・承諾等の必要性、補助金の返還、問題点、意見、条件等)		担当者印
林務管理課	森林・林業企画班	☐ 有 ☐ 無			
	林 道 班	☐ 有 ☐ 無			
	林業経営支援班	☐ 有 ☐ 無			
林産振興室	木材振興流通 対策班	☐ 有 ☐ 無			
	椎茸振興班	☐ 有 ☐ 無			
森林保全課	治 山 班 (治山施設関係)	☐ 有 ☐ 無			
	林 地 保 全 班 (保安林関係)	☐ 有 ☐ 無			
森との共生推進室	森づくり推進班	☐ 有 ☐ 無			
	〃 (県民の森関係)	☐ 有 ☐ 無			
	森林環境保護班	☐ 有 ☐ 無			
森林整備室	造林・間伐班	☐ 有 ☐ 無			
	県営林管理班	☐ 有 ☐ 無			
協 議 結 果					

(公印省略)
第 6 号様式－ 1

第 号
年 月 日

殿

大分県知事又は振興局長

森林法第 10 条の 2 第 1 項に定める林地開発行為の
許可について（照会）

森林法第 10 条の 2 第 6 項に基づき、下記開発行為について、貴職の意見を
承りたく照会します。

なお、必要に応じて、当該開発行為により影響を受ける者の意見を把握し、
その意見を踏まえて回答できることを申し添えます。

記

1. 開発申請者の住所及び氏名
2. 開発行為に係る森林の所在場所
3. 開発行為の目的
4. 開発行為に係る森林の土地の面積
5. 開発行為の概要
別紙 1) 林地開発計画書の写し（第 2 号様式、第 2 号付属様式－ 1 ～ 6）
2) 位置図の写し
3) 土地利用計画図の写し
4) 防災施設平面図の写し
5) その他必要と認められる資料

担 当：

連絡先：

別紙（参考様式）

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長

森林法第10条の2第1項に定める林地開発行為の
許可について（回答）

年 月 日付けで照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第10条
の2第6項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

- 1 開発申請者の住所及び氏名
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 開発行為の目的
- 4 開発行為に係る森林の土地の面積
- 5 開発行為に関する意見
 - (1)土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項
 - (2)水害を発生させるおそれに関する事項
 - (3)水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項
 - (4)環境を著しく悪化させるおそれに関する事項

(注) (1)～(4)以外の事項について意見がある場合には、当該意見の趣旨を明らかにし
て参考資料として添付する。

(公印省略)
第6号様式-2

第 年 月 日 号

河川管理者
殿

大分県知事又は振興局長

林地開発許可申請に伴う河川管理者との協議について

上記のことについて、下記のとおり申請があったので、林野庁長官通達「開発行為の許可基準等の運用について（令和4年11月15日）」別記2の5により関係書類を添えて協議します

記

開発申請者	
開発申請地	
開発目的	
開発面積	

(添付書類)

1. 事業計画書
2. 位置図
3. 流域現況図
4. 水理検討書
5. その他河川管理者が必要とする図書

担 当 :
連絡先 :

書
調
查
審
可
許
發
開
地
林

林地開発許可審査調書			
事 項		審 査 結 果	
I	機能の高い森林(※1, ※2) の保全	☐ 該当なし・ ☐ 適・ ☐ 不適	
II	一般的事項	1 計画内容の具体性	☐ 有・ ☐ 無
		2 開発行為に係る森林について開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の同意	☐ 有・ ☐ 無
		3 申請に係る森林以外の土地について事業の妨げとなる権利を有する者の同意	☐ 有・ ☐ 無
		4 開発行為又は開発行為に係る事業の実施についての法令等の許可可等	☐ 必要なし・ ☐ 見込なし ☐ 許可済み又は確実
		5 信用	☐ 有・ ☐ 無
		6 資金の調達	☐ 有・ ☐ 無
		7 開発行為の規模	☐ 適・ ☐ 不適
		8 全体計画との関連	☐ 該当なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
		9 一時的利用後における事後措置	☐ 該当なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
		10 周辺地域の森林施業に対する配慮	☐ 該当なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
		11 周辺地域の住民生活及び産業活動への配慮	☐ 該当なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
		12	残置し又は造成する森林又は緑地の管理
	残置する森林に係る権利		
		管理計画	☐ 適・ ☐ 不適

No. 2

事 項		審 査 結 果	
Ⅲ 災害の防止	1 切土、盛土 又は捨土	工 法	□適・□不適
		捨 土 の 位 置	□該当なし・□適・□不適
		法 面 の 勾 配	□該当なし・□適・□不適
		法 面 に お け る 小 段	□必要なし・□適・□不適
		法 面 に お け る 排 水 施 設	□必要なし・□適・□不適
		擁 壁 の 設 置 箇 所	□必要なし・□適・□不適
		擁 壁 の 構 造	□適・□不適
		その他法面崩壊防止措置	□必要なし・□適・□不適
		法 面 保 護 措 置	□必要なし・□適・□不適
	2 えん堤等	流 出 土 砂 量 の 計 算 等	□適・□不適
		設 置 箇 所	□必要なし・□適・□不適
		構 造	□適・□不適
	3 排水施設	水 理 計 算 等	□必要なし・□適・□不適
		設 置 箇 所	□必要なし・□適・□不適
		構 造	□適・□不適
	4 洪水調整池等	水 理 計 算 等	□必要なし・□適・□不適
		設 置 箇 所	□必要なし・□適・□不適
		構 造	□適・□不適
	5 飛砂、落石、なだれ等の災害防止措置	□必要なし・□適・□不適	
6 開発行為の施行工程計画	□適・□不適		

[illegible]

第7号様式（第8関係）

No. 3

事 項		審 査 結 果
IV 水の確保	1 水量の確保	☐ 必要なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
	2 水質悪化の防止	☐ 必要なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
V 環境の保全	1 残置し又は造成する森林又は緑地	☐ 必要なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
	割 合	☐ 必要なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
	位 置	☐ 適・ ☐ 不適
	幅	☐ 適・ ☐ 不適
	森林又は緑地の造成方法	☐ 該当なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
	2 景観の維持対策	☐ 必要なし・ ☐ 適・ ☐ 不適
現地調査年月日 調査者職氏名		
総 合		☐ 適・ ☐ 不適

理 由

第8号様式

指令 第 一 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請（変更許可申請）のあった林地開発行為については、
次の理由により許可できません。

年 月 日

大分県知事又は振興局長

1. 開発行為の所在場所
2. 開発地区の面積
3. 開発行為の目的
4. 許可することができない理由

（教示）

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日から3月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、知事に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、知事を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から3月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1項の規定により、不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

林 地 開 発 可 台 帳

整理番号									
開 発 者	住 所 又は 所在地		工 事 施 工 者						
所 在 場 所	市 町 村	大 字	字	番 地	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
目 的	細 目				理 由				
審 議 会	諮 問 審 議 会 答 申		年 月 日	答 申 の 内 容	措 置 状 況				
経 緯		原 許 可		第 1 回 変 更		第 2 回 変 更			
許 可 区 分	許 可 号	指 令 第 年 月 日	号	指 令 第 年 月 日	号	指 令 第 年 月 日	号	指 令 第 年 月 日	号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 面 積		年 月 日	h a	年 月 日	h a	年 月 日	h a	年 月 日	h a
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 区 域 面 積		年 月 日	h a	年 月 日	h a	年 月 日	h a	年 月 日	h a
開 発 行 為 に 係 る 事 業 の 区 域 面 積		年 月 日	h a	年 月 日	h a	年 月 日	h a	年 月 日	h a
申 請	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
現 地 調 査	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工	期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
完 了	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
確 認	認	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
特 記 事 項									

整理番号

開 発 行 為 の 施 工 状 況																		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 用 途 別 面 積						工 事 施 工 状 況			災 害 発 生 状 況									
計 可 用途区分	原 許 可	第 1 回 変 更		第 2 回 変 更		第 3 回 変 更		第 4 回 変 更		第 5 回 変 更		進 捗 率		摘 要	災 害 発 生 年 月 日	災 害 発 生 日 及 び 状 況	処 理 状 況	
		可	区 分	可	区 分	可	区 分	可	区 分	可	区 分	%	年 月 日 現 在					
計		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000								
経緯		第 3 回 変 更											第 4 回 変 更		第 5 回 変 更			
区分		許 可 番 号	指 令	第 年	月	日	号	指 令	第 年	月	日	号	指 令	第 年	月	日	号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 面 積						h a				h a				h a		h a		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 区 域 面 積						h a				h a				h a		h a		
開 発 行 為 に 係 る 事 業 の 区 域 面 積						h a				h a				h a		h a		
申 請		年 月 日			年	月	日			年	月	日			年	月	日	
現 地 調 査		年 月 日			年	月	日			年	月	日			年	月	日	
工		期			年	月	日			年	月	日			年	月	日	
着 手		年 月 日			年	月	日			年	月	日			年	月	日	
完 了		年 月 日			年	月	日			年	月	日			年	月	日	
確 認		認			年	月	日			年	月	日			年	月	日	
特 記 事 項		確認者 氏名											確認者 氏名		確認者 氏名			

(林地開発許可申請経過一覧表)

許可番号 (台帳番号)	申請者住所・氏名	開発所在地	面積			目的	申請年月日	振興局 受付年月日	主管課 受付年月日	林 審 議 会 年 月 日	許可年月日 許可番号	工期		完了 確認 年月日	摘要 (関係法令)	備考 (周辺同意の状況)
			今回申請	前回申請	増減							着手予定 着手	完了予定 完了			
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											
			①	①	①											
			②	②	②											
			③	③	③											

※ 面積の欄 ①開発行為に係る森林の土地面積 ②森林区域面積 ③事業区域面積

指示・承諾・協議 報告書

開発行為の所在場所:

開発行為の目的:

申請者又は
工事施行者:
現場管理者:

内容								
発議者	☐ 申請者・工事施行者 ☐ 県 発議年月日 年 月 日							
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 その他()							
協議事項								
処 理 ・ 回 答	大分県	上記について、 ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 内容回答年月日: 年 月 日						
	〇〇振興局	上記について、 ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 内容回答年月日: 年 月 日						
	申請者	上記について、 ☐ 指示・ ☐ 承諾・ ☐ 協議・ ☐ 通知・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 内容回答年月日: 年 月 日						
	処理・回答年月日		年 月 日					
確 認 欄	大分県	課長	班総括	班員			担当	
	〇〇振興局	局長 (重要事項のみ)	次長 (重要事項のみ)	部長	班総括	班員		担当
	申請者	申請者				工事施行者		設計者
				現場管理者		()		

(公印省略)
第 1 2 号様式

第 号
年 月 日

(開発行為者) 殿

大分県農林水産部長又は振興局長

林地開発行為期間延長届出書の受理通知書

年 月 日付けで提出のあった林地開発行為期間延長届出書を受理し、下記の内容を確認したので通知します。

記

許 可 番 号	年 月 日付け 指令 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為に係る森林 の所在場所	
延 長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 理 由	

担 当 :
連絡先 :

林 地 開 発 完 了 確 認 調 書			
許可年月日 番 号 (変更許可年月日) (番 号)	年 月 日 指令 第 一 号 (年 月 日) (指令 第 一 号)	開発地区の 所 在 場 所	
開発地区の 面 積	森林区域 うち開発区域	開発行為の 目 的	
開 発 者		許 可 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
工事施行者			
完了年月日	年 月 日	完了確認 年 月 日	年 月 日
完了確認者 職 氏 名		立 会 人 氏 名	
計 画 概 要 (ha)			手 直 し 等 意 見
申請（許可）	完 了		
合計			
上記のとおり完了確認をしました。 年 月 日 完了確認者職氏名 大分県知事 殿 農林水産 審 議 監 森林保全 班総括 班員 部 長 (林政担当) 課 長			

林 地 開 発 部 分 完 了 確 認 調 書			
許 可 年 月 日 番 号 (変更許可年月日) (番 号)	年 月 日 指令 第 一 号 (年 月 日) (指令 第 一 号)	開発地区の 所 在 場 所	
開 発 地 区 の 面 積	森林区域 うち開発区域	開発行為の 目 的	
開 発 者		許 可 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
工 事 施 行 者			
部 分 完 了 年 月 日	年 月 日	部 分 完 了 確 認 年 月 日	年 月 日
部 分 完 了 確 認 者 職 氏 名		立 会 人 氏 名	
計 画 概 要 (ha)			手 直 し 等 意 見
申 請 (許 可)	完 了		
合計			
上記のとおり部分完了確認をしました。 年 月 日 部分完了確認者職氏名 大分県知事 殿			
森林保全 課 長		班総括 班員	

殿

大分県農林水産部長又は振興局長

林地開発行為に係る修補等指示書

年 月 日に実施した林地開発完了確認の結果、下記のとおり修補等の必要があるので、すみやかに実施するよう通知します。

なお、修補等の完了後は、すみやかに完了届（大分県林地開発許可制度実施規則第 8 条に定める第 4 号様式を準用）を提出してください。

記

許可年月日・番号	年 月 日・指令 第 一 号
開発区域の所在	
開発区域の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
立会人の氏名	
修補等の内容	
修補等の期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

大分県農林水産部長又は振興局長

年 月 日付けで林地開発行為完了（部分完了）届出書の提出があった下記の開発行為について、完了（部分完了）確認の結果を通知します。

- 1 確認年月日
- 2 確認対象（開発行為に係る森林）
 - （１）所在場所
 - （２）面積
- 3 開発行為の目的
- 4 完了（部分完了）年月日
- 5 確認の結果 適正 ・ 不適正
- 6 特記事項

(公印省略)
第 1 5 号様式－ 2

第 年 月 日 号

(関係市町村長) 殿

大分県農林水産部長又は振興局長

林地開発行為の完了（部分完了）について（通知）

下記の林地開発行為について、完了（部分完了）を確認しましたので通知します。

記

開発行為者	住 所	
	氏 名	
許可年月日及び番号		
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		ヘクタール
開発行為の目的		
完了（部分完了）確認年月日		

担 当：
連絡先：

林地開発行為完了確認証明申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者住所

氏名

下記開発行為については、大分県林地開発許可制度実施規則第9条の規定により
確認済みであることを証明願います。

記

- 1 開発地の所在場所：
- 2 開発行為の目的：
- 3 許可番号：
- 4 完了確認年月日：

証 明

〇〇第

号

上記のとおり相違ないことを証明する。

特記事項

開発行為に係る森林の土地の面積

h a

開発行為をしようとする森林の区域の面積

h a

開発行為に係る事業区域の面積

h a

年 月 日

大分県知事

印

林地開発行為報告書

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

開発行為者

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、大分県林地開発許可制度運用細則第 15 の規定により報告します。

開発行為に係る 森林の所在場所			
開発行為に係る面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
	開発行為をしようとする森林の区域の面積		
	開発行為に係る事業区域の面積		
開発行為の目的			
開発行為に 要する期間	今期 自 年 月 日～ 至 年 月 日		
	全体 自 年 月 日～ 至 年 月 日		
開発行為担当者	担当部署名		
	担当者職氏名		
	連絡先電話		
備 考			

注意事項

1. 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。

林 地 開 発 計 画 書

事業の概要			
用地選定理由			
開発面積		今 期 計 画	全 体 計 画
	① 開発行為に係る森林の土地の面積		
	② 開発行為をしようとする森林の区域の面積		
	③ 開発行為に係る事業区域の面積		
防災計画			
水の確保に関する計画			
環境保全計画			
備 考			

注 意 事 項

1. 事業の概要、用地選定理由欄については、当該開発計画について、簡潔に記載すること。
2. 開発面積欄①は開発面積、②森林の面積、③農地等を含んだ事業区域面積を記載のこと。
3. 防災、水の確保、環境保全の計画欄については、開発計画の設計等に当たっての必要項目について記載のこと。
4. 土地利用計画図等を添付のこと。

第18号様式（その2）

(1) 開発行為をしようとする森林等の所在場所

[illegible]

第19号様式

第 号
年 月 日

(地方公共団体等) 殿

大分県 振興局長

林地開発行為（連絡調整）結果通知書

年 月 日付けで報告のあった林地開発行為については、下記のとおり連絡調整を了したので通知します。

記

1 報告の内容

- (1) 開発行為に係る森林の所在場所
- (2) 開発行為に係る森林の土地の面積
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為の完了予定年月日

2 留意事項

- (1) 開発行為は、林地開発行為報告書及び添付図書等の内容に基づき行うこと。
- (2) 開発行為に着手したときは、速やかに林地開発行為着手届出書を提出すること。
- (3) 開発行為を完了したときは、速やかに林地開発行為完了届出書を提出すること。

残置森林等並びに防災施設及び構造物の 維持管理に関する誓約書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者又は 住 所
開発行為者 氏 名

印

森林所有者 住 所
氏 名

印

次の残置森林等並びに防災施設及び構造物について、下記のとおり維持することを誓約します。

1. 開発行為に係る森林の所在場所

2. 開発をしようとする区域及び面積

別図のとおり (ha)

3. 残置森林等の区域及び面積

別図のとおり (ha)

4. 防災施設及び構造物の種類、数量及び位置

別図のとおり

施 設 等 の 種 類	規 格	単 位	数 量	備 考

記

(残置森林等の保存)

1. 残置森林等は他の目的には一切転用しません。

(地域森林計画の遵守)

2. 残置森林等は、地域森林計画に即して施業を行います。

(改植、補植及び再造林の実施)

3. 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽するとともに、残置・造成森林において災害等で被害を受け、健全な生育ができなくなった場合には、ただちに再造林を行います。

(保育の実施)

4. 造成森林・緑地については、活着するまでの間、散水等の措置を講じ、残置森林等については、下刈、つる切り、枝打ち、除伐、間伐、病虫害の防除等必要に応じて適切な保育作業を行います。

(立木の伐採)

5. 残置森林等の立木を伐採する場合は、森林法第10条の8の規定により、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出します。

(防災施設及び構造物の維持管理)

6. 防災施設及び構造物の維持管理については、責任をもって日常の巡視を行うとともに災害等が発生しないよう機能維持に留意し、破損したときは速やかに修復し、当初の安全度を確保します。

(誓約書の承継)

7. 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

(注意事項)

1. その他森林の機能の維持に必要な事項を事案に即して明記するものとする。
2. 大分県林地開発許可制度実施規則第4条の別表第5の四号の「善良に維持管理されることが明らかであること」とは、申請者が権限を有していることを原則とする。

排水施設計算表（8割水深）

排水施設計算表（8割水深）

注）本計算表は8割水深による計算を行っているため、安全率は1.0以上とする

水路 番号	集水面積 (ha)	追加 面積 (ha)	集水区域の利用区分				雨水流出量 (Q1=m3/sec)		排水施設流量 (Q2=m3/sec)		備考			
			林地 (ha)	草地 (ha)	耕地 (ha)	裸地 (ha)	1/360 × f × r × A		a × V (=1/n × R^(2/3) × I^(1/2))					
1							A = ha	f =	r = mm/hr	Q1= m³/sec	管渠径(m) 開渠径(m) 高さ	(管直径) 上幅 下幅	a = m²	管渠・開渠の製品種別
											n =	1/n =	p = m	水深
											R = a/p =	R^(2/3) =	V = m/sec	安全率
											I =	I^(1/2) =	Q2 = m³/sec	()
2							A = ha	f =	r = mm/hr	Q1= m³/sec	管渠径(m) 開渠径(m) 高さ	(管直径) 上幅 下幅	a = m²	管渠・開渠の製品種別
											n =	1/n =	p = m	水深
											R = a/p =	R^(2/3) =	V = m/sec	安全率
											I =	I^(1/2) =	Q2 = m³/sec	()
3							A = ha	f =	r = mm/hr	Q1= m³/sec	管渠径(m) 開渠径(m) 高さ	(管直径) 上幅 下幅	a = m²	管渠・開渠の製品種別
											n =	1/n =	p = m	水深
											R = a/p =	R^(2/3) =	V = m/sec	安全率
											I =	I^(1/2) =	Q2 = m³/sec	()
4							A = ha	f =	r = mm/hr	Q1= m³/sec	管渠径(m) 開渠径(m) 高さ	(管直径) 上幅 下幅	a = m²	管渠・開渠の製品種別
											n =	1/n =	p = m	水深
											R = a/p =	R^(2/3) =	V = m/sec	安全率
											I =	I^(1/2) =	Q2 = m³/sec	()
5							A = ha	f =	r = mm/hr	Q1= m³/sec	管渠径(m) 開渠径(m) 高さ	(管直径) 上幅 下幅	a = m²	管渠・開渠の製品種別
											n =	1/n =	p = m	水深
											R = a/p =	R^(2/3) =	V = m/sec	安全率
											I =	I^(1/2) =	Q2 = m³/sec	()

注）本計算表は8割水深による計算を行っているため、安全率は1.0以上とする。

排水施設計算表 (満流)

注) 本計算表は満流による計算を行っているため、安全率は1.2以上とする。

水路 番号	集水 面積 (ha)	追加 面積 (ha)	集水区域の利用区分				雨 水 流 出 量 (Q1=m3/sec) 1/360 × f × r × A	排 水 施 設 流 量 (Q2=m3/sec) a × V(=1/n × R^(2/3) × I^(1/2))		備 考	
			林地 (ha)	草地 (ha)	耕地 (ha)	裸地 (ha)					
1							A = ha	管渠径(m)	(管直径)	a = m ²	管渠・開渠の製品種別
								開渠径(m)	上幅	p = m	水深
								高さ	下幅	V = m/sec	
								n =	1/n =	Q2 = m ³ /sec	安全率 ()
								R = a/p =	R^(2/3) =		
2						Q1 = m ³ /sec	A = ha	管渠径(m)	(管直径)	a = m ²	管渠・開渠の製品種別
								開渠径(m)	上幅	p = m	水深
								高さ	下幅	V = m/sec	
								n =	1/n =	Q2 = m ³ /sec	安全率 ()
								R = a/p =	R^(2/3) =		
3						Q1 = m ³ /sec	A = ha	管渠径(m)	(管直径)	a = m ²	管渠・開渠の製品種別
								開渠径(m)	上幅	p = m	水深
								高さ	下幅	V = m/sec	
								n =	1/n =	Q2 = m ³ /sec	安全率 ()
								R = a/p =	R^(2/3) =		
4						Q1 = m ³ /sec	A = ha	管渠径(m)	(管直径)	a = m ²	管渠・開渠の製品種別
								開渠径(m)	上幅	p = m	水深
								高さ	下幅	V = m/sec	
								n =	1/n =	Q2 = m ³ /sec	安全率 ()
								R = a/p =	R^(2/3) =		
5						Q1 = m ³ /sec	A = ha	管渠径(m)	(管直径)	a = m ²	管渠・開渠の製品種別
								開渠径(m)	上幅	p = m	水深
								高さ	下幅	V = m/sec	
								n =	1/n =	Q2 = m ³ /sec	安全率 ()
								R = a/p =	R^(2/3) =		

-64-

防災施設等の維持管理の方法

○開発行為の施行中及び完了後における維持管理の方法

(ア)点検のスケジュール

	点検対象	点検時期	又は	点検頻度
施行中				
完了後				

※点検対象、及び点検時期又は点検頻度を記載することとし、点検時期は「○月」、点検頻度は「○か月ごと」のように具体的に付すこと。
(「洪水期に○回」などのように、具体的な時期が不明確となる記載は避けること。)

(イ)個別の点検項目

	点検対象	損傷状況	土砂の堆積状況	その他		
施行中						
完了後						

※防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況を記載し、その他、点検項目があれば、記載すること。

(ウ)点検結果に応じて必要となる対応

	点検対象	点検結果に応じて必要となる対応
施行中		
完了後		

※点検結果に応じ、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の除去等を記録し、保管しておくこと。

(エ)点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法

	点検対象	対応状況の記録方法
施行中		
完了後		

※点検又は対応した箇所ごとに記録すること。

森林法第10条の3第1項に規定する監督処分に関する誓約書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者又は 住 所
開発行為者 氏 名

印

森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約します。

市町村長の意見把握に伴う資料の提供について

市町村長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握する際に、その意見の把握に必要な範囲で申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者に提供することについて

☐ 同意します。 ☐ 同意しません。

同意しない場合の理由（※１）

--

記入年月日：

法人名及び担当者氏名：

※１ 同意しない場合はその理由を記載する。同意する場合は、空欄で可。